

輪島市監査公表第10号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年11月7日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



## 定期監査結果報告

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

### 2 監査実施日及び監査対象課

平成30年10月31日（水） 都市整備課

### 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

### 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成30年度監査資料（平成30年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成29年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

### 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○都市整備課は、将来を見据えた輪島市中心市街地のまちづくりを積極的に推進しているが、観光地としてふさわしいまちづくりの観点から「空家対策」も重要であると考えている。その具体例として、国の交付金制度を利用し「空家等対策事業」として空地や空家の除却と活用を目的とした「輪島カブーレ（社会福祉法人佛子園経営の高齢者住宅）」事業が進行中である。各種事業を的確に調整し、「誰もが住みたいと思う快適なまちづくり」実現のため、中心市街地の活性化・魅力アップに積極的に取り組むことを期待したい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

#### (指摘事項)

##### ①公営住宅使用料の滞納について

市営住宅については極力悪質な滞納者の減少に努力している。引き続き滞納額削減に向け取り組まれない。